第４章　医療助産計画

第１節　計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第２節　計画の内容

第１　医療救護活動のマニュアルの作成等

１　府は、迅速に救護班を編成・派遣するとともに関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。

２　府は、関係機関の協力のもと、トリアージ・タッグの統一を図る。

第２　災害時に拠点となる医療施設

府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資機材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

第３　基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会

１　基幹災害拠点病院

(1)　災害時に拠点となる医療施設及び地域災害拠点病院との連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害拠点病院を設置する。

(2)　基幹災害拠点病院は、医療品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

２　地域災害拠点病院

(1)　災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害拠点病院との連携のもとに、２次医療圏に１か所以上の地域災害拠点病院を設置する。

(2)　地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷患者の受け入れを行う。

３　京都府災害拠点病院等連絡協議会

府は、京都府災害拠点病院等連絡協議会を設置し、次に掲げる事項について、検討・協議する。

(1)　府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること

(2)　災害拠点病院等関係機関相互間の連携体制に関すること

(3)　各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること

(4)　災害医療の研修、訓練に関すること

(5)　災害医療関係情報の収集・提供に関すること

(6)　その他、災害医療体制に関すること

（資 料）

	２次医療圏名	病　院　名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	災害派遣医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-711-8101	○
地域災害拠点病院	丹後医療圏	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	8-857-8109	○
	中丹医療圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○
	南丹医療圏	京都中部総合医療センター	0771-42-2510	8-819-8101	○
	京都・乙訓医療圏	京都府立医科大学附属病院	075-251-5111	8-715-8104	○
		京都大学医学部附属病院	075-751-3111	8-700-8201	○
		京都市立病院	075-311-5311	8-730-8101	○
		洛和会音羽病院	075-593-4111	8-700-8231	○
		京都医療センター	075-641-9161	8-700-8211	○
		京都済生会病院	075-955-0111	8-746-8108	○
	山城北医療圏	京都岡本記念病院	0774-48-5500	8-767-8101	○
		宇治徳洲会病院	0774-20-1111	8-700-8221	○
	山城南医療圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

第４　災害派遣医療チーム

１　府は、災害拠点病院等の中から、災害時に災害派遣医療チームを派遣するよう指示する医療機関を予め定めておく。

２　災害派遣医療チームは、災害・事故等の急性期（発生後概ね４８時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、病院支援や広域医療搬送など、医療的支援を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

第５　災害医療コーディネーターの委嘱

１　府は、災害の発生時において、必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害医療コーディネーターに委嘱する。

２　府は、委嘱された者から、原則として保健医療福祉調整本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。

３　府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。

第６　医薬品等の資器材の備蓄及び供給システムの整備

府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害拠点病院等において備蓄する。また、京都府医薬

品卸協会との委託契約により、医療用医薬品をランニングストック方式により備蓄し、京都医療機器協会や(一社)京都府薬剤師会等と優先供給に関する協定を締結することにより、医療用品及び一般用医薬品の確保に努める。

第７　災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ：Emergency Medical Information System）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。

１　京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化

２　消防無線や防災無線の多重化

第８　災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

１　地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制の整備

２　災害拠点病院のヘリポートの整備

第９　関係機関の災害時初期体制の確保

災害拠点病院等の関係機関は、豪雨等により通行規制、交通遮断が予見される場合、早めの参集を指示するなど、医師等職員の動員体制を確保する。

第10　地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

１　保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療対策会議）の設置

２　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

３　病院の耐震機能の強化

４　自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第11　府民に対する災害時初期対応の普及・啓発

府及び市町村は、広く府民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第12　広域的応援体制の整備

府及び市町村は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

１　府県間応援体制の整備

２　地区医師会と市町村との災害時医療協定の締結

３　医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第13　ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第14　広域医療搬送拠点の整備

府は、大規模災害時に被災地では対応困難な重症患者等を被災地外の医療施設に搬送する拠点となる広域

医療搬送拠点（ＳＣＵ：Ｓtaging　CareUnit）を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

［広域医療搬送拠点の機能］

①重症患者等を収容する臨時医療施設機能　②ヘリポート機能　③広域医療搬送拠点調整本部機能

④広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

第５章　火災防止に関する計画

（府危機管理部、市町村、消防機関）

第１節　計画の方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

第２節　出火防止、初期消火対策

第１　出火防止計画

１　火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。

２　各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。

３　起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。

４　対震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

第２　初期消火計画

１　震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。

２　初期消火の技術指導の普及を図る。

３　消防団、自主防災組織等に可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

第３　地域住民等の協力

１　家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。

２　地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。

３　市町村が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に対し、指導及び支援を行う。

４　初期消火の要となる消防団の活動力の向上及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第３節　火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防設備の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第１　消防組織や体制の充実･強化

高齢化の進展や、災害の大規模･多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図る。

1　市町村の消防体制の強化と連携の推進

(1)　消防施設等の整備促進

(2)　府立消防学校等による消防職･団員の教育訓練（安全管理含む）機能の充実

(3)　迅速な救急搬送の促進

2　消防団の活動力の強化

(1)　消防団員の確保

ア　女性の消防団への加入促進

イ　大学等の協力による消防団員の確保

(2)　多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上

(3)　消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進

(4)　中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第２　相互応援協定

1　一般災害時の相互応援協定

府は災害発生時における市町村消防機関の行う応急対策が、緊密な連携により強力かつ迅速になされるよう、市町村相互間における応援協定の締結を促進する。

なお、市町村相互応援協定締結状況一覧は表2.5.1 に示したとおりであり、さらに、被災市町村の火災が著しく拡大した場合、隣接市町村、他府県並びに防災機関への応援・支援を要請する時の連絡系統は、図2.5.1(1)～(3)のとおりである。

2　大規模災害時の広域相互応援協定

府は、水火災及び地震等の大規模災害が発生した場合、府内全市町村及び消防一部事務組合が広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、災害の防除及び被害の軽減を図ることができるよう指導する。

市町村相互応援協定締結状況一覧

（令和４年４月１日）

番号	協定名称	協定締結消防機関名		協定の内容						消防団含む
		府内消防機関	府外消防機関	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他	
1	京都府広域消防相互応援協定	府内市町村、消防組合（30）		○						○
2	京都市・宇治市消防相互応援協定	京都市、宇治市			○		○	○		○
3	京都市・京都中部広域消防組合・亀岡市消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合 亀岡市			○		○	○		○
4	京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、長岡京市			○		○	○		○
5	京都市・八幡市消防相互応援協定	京都市、八幡市			○		○	○		○
6	京都市・久御山町消防相互応援協定	京都市、久御山町			○		○	○		○
7	京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、向日市			○		○	○		○
8	京都市・乙訓消防組合・大山崎町消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、大山崎町			○		○	○		○
9	京都中部広域消防組合・福知山市消防相互応援協定	福知山市、京都中部広域消防組合			○		○	○		○
10	舞鶴海上保安部と舞鶴市消防本部との業務協定	舞鶴海上保安部，舞鶴市			○					
11	京都中部広域消防組合・綾部市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市			○		○	○	○	
12	宇治市・城陽市・久御山町消防相互応援協定	宇治市、城陽市、久御山町			○		○	○		○
13	宇治市・京田辺市消防相互応援協定	宇治市、京田辺市			○		○	○		
14	乙訓２市１町（向日市・長岡京市・大山崎町）消防並びに防災相互応援協定	向日市、長岡京市、大山崎町		○						○
15	八幡・京田辺市・綴喜地区消防相互応援協定	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町		○						
16	八幡市・久御山町消防相互応援協定	八幡市、久御山町			○		○	○		○
17	京田辺市・久御山町消防相互応援協定	京田辺市、久御山町			○		○	○		
18	城陽市・京田辺市消防相互応援協定	城陽市、京田辺市			○		○	○		
19	相楽中部消防組合・京田辺市消防相互応援協定	相楽中部消防組合、京田辺市			○		○	○		
20	京奈和自動車道消防相互応援協定書	京田辺市、城陽市、精華町、相楽中部消防組合		○						
21	京田辺市・精華町消防相互応援協定	京田辺市、精華町		○						○
22	木津川市・相楽地区消防相互応援協定書	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、相楽中部消防組合		○						○
23	宮津市・伊根町消防団火災応援覚書	宮津市、伊根町			○					○
24	船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定	宮津与謝消防組合、宮津海上保安署			○					
25	宮津与謝消防組合・京丹後市消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
26	京滋バイパス（巨椋ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから大山崎ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、乙訓消防組合		○						
27	京都市・京都中部広域消防組合・南丹市消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合、南丹市			○		○	○		○
28	八幡市・乙訓消防組合消防相互応援協定	八幡市、乙訓消防組合			○		○	○		
29	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合		○						○
30	京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジ）及び山陰近畿自動車道(一般国道312号)における消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
31	新名神高速道路消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、八幡市		○						
32	五都市消防相互応援協定	京都市	名古屋市、大阪市、神戸市、堺市	○						
33	名神高速道路消防応援協定	京都市、乙訓消防組合	湖南広域行政組合、大津市、島本町 高槻市、茨木市	○						
34	京都市・大津市消防相互応援協定	京都市	大津市	○						
35	高槻市・京都市消防相互応援協定	京都市	高槻市		○	○	○	○		○
36	福知山市・豊岡市 消防相互応援協定	福知山市	豊岡市 （兵庫県）		○		○	○		○
37	福知山市・南但広域行政事務組合消防相互応援協定	福知山市	南但広域行政事務組合 （兵庫県）		○		○	○	○	○
38	福知山市・丹波市消防相互応援協定	福知山市	丹波市（兵庫県）		○		○	○	○	○

番号	協定名称	協定締結消防機関名		協定の内容						消防団含む
		府内消防機関	府外消防機関	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他	
39	福知山市・篠山市消防相互応援協定	福知山市	篠山市　（兵庫県）	○						○
40	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市	若狭消防組合、丹波市、三田市、三木市、篠山市、神戸市(兵庫県)	○						
41	綾部市・若狭消防組合消防相互応援協定	綾部市	若狭消防組合（福井県）	○						
42	一般国道１号京滋バイパス消防応援協定	宇治市、久御山町	湖南消防組合，大津市						○	
43	大津市・宇治市消防相互応援協定	宇治市	大津市（滋賀県）		○		○	○		○
44	京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	高槻市（大阪府）		○	○	○	○		○
45	京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		○
46	京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	豊能町、箕面市（大阪府）	○						○
47	京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	能勢町、豊中市（大阪府）	○						○
48	乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	乙訓消防組合、長岡京市	島本町（大阪府）		○					○
49	枚方市・八幡市・枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	八幡市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					
50	乙訓消防組合・大山崎町・島本町消防相互応援協定	乙訓消防組合、大山崎町	島本町（大阪府）		○		○	○		○
51	名神高速道路における高槻市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	高槻市（大阪府）		○		○	○		
52	枚方市・枚方寝屋川消防組合・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					○
53	生駒市・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	生駒市（奈良県）	○						
54	消防相互応援協定	京田辺市	甲賀広域行政組合		○		○	○		
55	消防相互応援協定	京田辺市	大津市		○		○	○		
56	奈良市・精華町消防相互応援協定	精華町	奈良市（奈良県）	○						○
57	生駒市・精華町消防相互応援協定	精華町	生駒市（奈良県）	○						○
58	豊岡市・京丹後市消防相互応援に関する協定	京丹後市	豊岡市　（兵庫県）		○		○	○		○
59	伊賀市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	伊賀市　（三重県）	○						
60	奈良市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	奈良市（奈良県）	○						
61	消防相互応援協定	相楽中部消防組合	甲賀広域行政組合　（滋賀県）		○		○	○		
62	豊岡市・宮津与謝消防組合消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		
63	京都中部広域消防組合・若狭消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	若狭消防組合（福井県）	○						
64	京都中部広域消防組合・篠山市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	篠山市　（兵庫県）		○		○	○	○	
65	舞鶴市・若狭消防組合消防相互応援協定	舞鶴市	若狭消防組合（福井県）	○						
66	第二京阪道路（巨椋池ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから枚方東ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市	枚方寝屋川消防組合（大阪府）	○						
67	名神高速道路における吹田市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	吹田市（大阪府）		○		○	○		
68	名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定書	乙訓消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		
69	京都市・高島市消防相互応援協定	京都市	高島市（滋賀県）		○		○	○		○
70	第２京阪道路（枚方東ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから第二京阪門真ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで）消防相互応援協定	京田辺市	交野市、四條畷市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合						○	
71	伊賀市・南山城村消防相互応援協定	南山城村	伊賀市（三重県）	○						○
72	高島市・京都中部広域消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	高島市（滋賀県）	○						
73	高槻市と京都市の災害通信連絡に関する協定書	京都市	高槻市	○						
合計		７３協定		28	43	2	37	37	7	35
内訳	府内統一協定	１協定		1						1
	府内消防機関のみによる個別協定	３０協定		8	22	0	19	19	1	16
	他府県消防機関を含む個別協定	４２協定		19	21	2	18	18	6	18

図2.5.1(1)　相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

被災市町村長 ―要請―→ 応援協定市町村長 ―非常召集―→ 消防職（団）員 ―出動―→ 被災市町村現地へ

（注１）京都市へのヘリ支援要請を含む。

図2.5.1(2)　他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合（災害対策基本法）

被災市町村長 ―要請―→ 府広域振興局（総務防災課・地域総務防災課） ―連絡―→ 府災害対策課（414-4472） ―応援要請―→ 隣接府県（消防防災課） ―出動―→ 被災市町村へ

(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）

被災市町村長 ―要請―→ 府広域振興局（総務防災課・地域総務防災課） ―連絡―→ 府災害対策課（414-4472） ―要請―→ 消防庁 ―要請―→ 隣接府県消防防災課

―要請―→ 管内市町村消防本部 ―出動―→ 被災市町村へ

（注１）京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
（注２）府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

図2.5.1(3)　防災機関へヘリ等を支援要請するときの連絡系統

被災市町村長 ―要請―→ 府広域振興局（総務防災課・地域総務防災課） ―連絡―→ 府災害対策課（414-4472）

→ 府警察本部（警備第一課 451-9111（内線5752）） → 府警察本部航空隊（警備第一課） ―出動―→ 航空部隊 → 要請地へ

→ 陸上自衛隊第７普通科連隊　第３科（0773-22-4141（内線235）） → 第３師団 → 航空部隊

→ 海上自衛隊舞鶴地方総監部（0773-62-2250（内2222又は2223）） → 海上自衛隊第23航空隊 → 要請地へ

→ 第八管区海上保安本部警備救難部運用司令センター（0773-76-4100） → 美保航空基地又は舞鶴海上保安部 → 要請地へ

→ 陸上自衛隊第４施設団（0774-44-0001（内線236）） → 要請地へ

（注１）京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
（注２）府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。
（注３）陸上自衛隊第４施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

図2.5.1(4)　大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統

府災害対策課　要請→　京都市消防局
消防指令センター
212-6750

連絡→　京都市消防局警防課
212-6727
↓連絡
京都市消防航空隊
621-1834
↓
要請地へ

第６章　避難等に関する計画

（各機関）

第１節　計画の方針

大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたる恐れがある。

このため、府及び市町村等は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ府民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。

第２節　避難の周知徹底

第１　事前措置

府、市町村、水防管理団体等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、市町村長等は、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。

第２　避難指示等の周知

市町村等は、地震災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための伝達手段をあらかじめ周知しておく。

第３節　指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

１　指定緊急避難場所については、市町村は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

２　指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができ

る体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

３　市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

第２　広域避難場所の選定

地震に伴う延焼火災が発生し、地域全体が危険になった場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておくことができる。

１　広域避難場所の収容可能人数は、避難者１人当りの必要面積を、おおむね２㎡以上として算定する。

２　避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮することとする。

３　大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。

４　一定期間、避難者の応急救護活動ができること。

５　避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第３　避難場所区分けの実施

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

１　避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

２　避難場所の区分けに当っては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。

３　避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

第４　避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

(1)　避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。

(2)　避難道路は、相互に交差しないこと。

(3)　危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。

(4)　液状化や浸水等により通行不能になる恐れがないこと。

(5)　避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

(6)　避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。

また、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

第４節　避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第１　施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

第２　避難所情報の発信

府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。

第３　円滑な避難所運営への配慮

市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、ＬＧＢＴなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第４　介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。また、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、配慮に努める。

第５　新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策

市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

また、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、市町村による避難所への受入れが円滑にできるよう調整を進める。

市町村は、防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。

第５節　居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第６節　広域避難

第１　市町村

１　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。

２　市町村は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

３　市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

４　市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

５　市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第２　府

１　府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

２　府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

第７節　広域一時滞在

第１　市町村

１　市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

２　市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

３　市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他 の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

４　市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。
　また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第２　府

１　府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

２　府は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第８節　市町村等の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害時において安全かつ迅速な避難・誘導をおこなうことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

第１　市町村の計画

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

指定避難場所等の避難場所について、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て近隣市町村に設けるものとする。

１　避難の指示等を伴う基準及び伝達方法

２　避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

３　避難場所への経路及び誘導方法

４　避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(1)　給水措置

(2)　給食措置

(3)　毛布・寝具等の支給

(4)　衣料・日用必需品の支給

(5)　負傷者に対する応急救護

５　避難所の管理に関する事項

(1)　避難収容中の秩序保持

(2)　避難者に対する災害情報の伝達

(3)　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(4)　避難者に対する各種相談業務

(5)　運営方法についてのルール（市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）

６　避難所の整備に関する事項

(1)　収容施設
(2)　給水施設
(3)　情報伝達施設
7　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
(1)　平常時における広報
ア　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
イ　ホームページ
ウ　住民に対する巡回指導
エ　防災訓練等
オ　ハザードマップ（防災マップ）の利活用
(2)　災害時における広報
ア　テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知
イ　Lアラート（災害情報共有システム）の活用
ウ　ホームページによる周知
エ　広報無線、消防無線による周知
オ　広報車による周知
カ　避難誘導員による現地広報
キ　住民組織を通じた広報
8　孤立するおそれのある地区の対策に関する事項
(1)　災害時に孤立するおそれのある地区の把握
(2)　食料・飲料水の備蓄
(3)　情報連絡方法
9　避難所運営マニュアルの整備
10　居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

第２　防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画(避難確保計画)の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

なお、府は市町村とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

1　学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等

大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等

2　児童生徒を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法

3　病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等

4　老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難

経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

第９節　駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、大規模地震や火災等による災害が発生した場合に、大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅、地下街で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

なお、本節では、京都市域に形成された駅及びそれとつながる地下街を対象とする。

第１　鉄道及び地下街管理者の防災管理

駅、地下街の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の避難誘導方法等の対策について計画を定め、従業者等に周知徹底に努める。

第２　地下街管理者の活動

地下街の滞留者等が一時避難できるように避難場所を確保するとともに、一般住民の避難場所と重複しないよう市町村と調整する。

第３　関西電力送配電株式会社の防災管理

電力供給施設の計画的な巡視点検及び測定等を実施する。

第４　大阪ガス株式会社および大阪ガスネットワーク株式会社の防災管理

１　駅、地下街構内のガス施設の調査点検

２　調査点検時に鉄道及び地下街等事業者に対してガスの安全使用について周知する。

第10節　車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第１　市町村

市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数の把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄を行う。

第２　府

府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。

第７章　津波災害予防計画

第１節　計画の方針

地震の発生により、府北部の沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。 このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的とした、国、府、沿岸市町、関係防災機関がとるべき対策について定めるものとする。

第２節　計画の内容

第１　想定する津波と対策の基本的な考え方

府における津波の危険地域は、北部の日本海沿岸及び若狭湾沿岸である。特に若狭湾沿岸の海岸線は複雑に入り組んでおり、湾奥での津波の波高が極端に高まる危険性があるので注意しなければならない。

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の２つのレベルの津波を想定し、前者については府民の生命を守ることを最優先とし、府民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて府民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき平成29年3月に指定された、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である津波災害警戒区域においては、避難対策等を進める必要がある。

第２　津波警戒の周知徹底

１　府、沿岸市町、関係防災機関は津波警戒に関する次の事項等について、携帯電話等を含めた多様な広報媒体等により周知徹底を図る。

(1)　一般住民に対し、周知を図る事項

ア　強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（１分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ　揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ　津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報解除まで気をゆるめない。

(2)　船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア　強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（１分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに※1港外退避する。

イ　揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたら、すぐ※1港外退避する。

ウ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ　※2港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ　津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報解除まで気をゆるめない。

※1港外；水深の深い、広い海域

※2港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第３　防災知識の普及、防災教育

１　府、沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動を行う。

津波に関する知識の普及啓発に当たっては、次の事項について周知するものとする。

(1)　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（１分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること

(2)　避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること

(3)　第一波より後続波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること

(4)　強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生可能性があること

また、浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取組により、防災意識の向上にも資するものとする。

２　津波浸水想定図の活用

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を作成している。

府、沿岸市町は津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。

３　津波に係る防災教育

災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

４　緊急地震速報関係

(1)　緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

(2)　普及啓発の推進

国、公共機関、地方公共団体等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

(3)　緊急地震速報を取り入れた訓練

国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第４　避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

平成27年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合に、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、各市町の主な集落・漁港における最高津波水位は6.0m

（舞鶴市小橋・瀬崎）と想定されている。そのため、沿岸市町は京都府津波避難計画策定指針等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

沿岸市町が避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項が十分検討されていなければならない。

１　十分な地盤標高を有すること。または、津波避難ビルは、津波防災地域づくりに関する法律に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位よりも高い階を使用すること。

２　短時間にかつ容易に避難できる場所であること。

３　液状化の危険性がないこと。

４　周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。

５　避難対象地域の住民を全員収容し得る空間があること。

沿岸市町は、津波予報等の伝達手段として防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

なお、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人の避難に当たっては、第２編第10章「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に定めるところによるものとするが、特に、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難支援の方法をあらかじめ定めておくこととする。

第５　住民等の避難誘導体制

１　津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通して、具体 的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

２　不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

３　津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。府及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図るものとする。

４　府、市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者の関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。

第６　津波を想定した防災訓練

沿岸市町は、防災関係機関と協力し、津波を想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて避難経路や避難場所、情報伝達用設備等の確認を実施する。

第７　海岸、港湾、水産施設等の施設整備

海岸、港湾及び漁港における施設防災計画については、第２編第１章第10節「河川・海岸施設防災計

画」及び第16節「港湾等施設防災計画」に定めるところによる。

また、漁港等の水産施設については、一般計画編第２編第９章「水産施設防災計画」に準じて施設整備を進める。

第８　津波に強いまちづくり

１　津波に強いまちの形成

(1)　徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり（津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す）

(2)　浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、出来るだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちを形成

(3)　地方公共団体において、都市計画等との連携を図るための、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等

(4)　行政関連施設、要配慮者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

２　避難関連施設の整備

(1)　浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備

(2)　津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保

(3)　避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

３　津波災害警戒区域等の指定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき指定

第９　津波警報等の発表・伝達のための体制確保

府、市町村は津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。

１　市町村による、津波警報等の内容に応じた避難指示の発令基準の策定

２　津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制の整備

３　徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合の市町村による方策の検討

４　消防団員、水防団員、警察官、市町村職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化

第10　津波災害警戒区域に係る対策の推進

沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域に係る次の対策を実施する。

１　市町の地域防災計画における下記の内容の記載

(1)　津波に関する情報の収集・伝達や、予警報の伝達

(2)　避難場所、避難路に関する事項

(3)　避難訓練の実施に関する事項

(4)　防災上の配慮を要する者が利用する施設で円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（避難促進施設）の名称・所在地

また、沿岸市町は、避難促進施設の所有者又は管理者から当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）の報告を受けた際、又は、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施結果の報告を受けた際に、必要な助言又は勧告を行う。

２　津波ハザードマップの作成・周知

沿岸市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他住民の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した津波ハザードマップの作成・周知を行う。また、津波浸水想定や地域防災計画の見直し等で、津波ハザードマップの見直しが必要となった際には、出来るだけ速やかに改訂する。

第11　津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、第１～第10及び京都府津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を作成することが出来る。推進計画で定める内容は以下のとおりである。

１　推進計画の区域
２　津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
３　浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
４　津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

第8章　交通対策及び輸送計画

第１節　交通規制対策

第１　震災時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する等により、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第２　緊急交通路指定予定路線の指定

震災が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路指定予定路線」という。）を表2.8.1のとおりとする。

第３　緊急交通路指定予定路線の指定

１　警察本部の対策

緊急交通路指定予定路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

２　道路管理者の対策

道路改良、橋・トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第４　運転者のとるべき措置の周知

地震発生後において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第１項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

１　速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

２　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

３　通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第２節　緊急通行車両等

第１　確認を行う車両等

災害対策基本法第76条第１項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

１　警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項

２　消防、水防その他の応急措置に関する事項

３　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

４　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

５　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

６　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

７　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

８　緊急輸送の確保に関する事項

９　その他災害時の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

第２　発災前における緊急通行車両の確認

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、第１に規定する災害応急対策を実施する車両で、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、指定公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策の等の実施の責任を有するもの（以下「指定行政機関等」という。）は、災害等の発生前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようになった。

なお、その事務手続等については、警察本部において定める。

１　災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

２　指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

３　使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第３　規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

表2.8.1　緊急交通路指定予定路線一覧

区　分	道　路　名	区間
高速道路等 （高規格幹線道路） （地域高規格道路）	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立ＩＣ～大山崎ＪＣＴ・ＩＣ
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮ＩＣ～宮津天橋立ＩＣ
	名神高速道路	滋賀県境～大阪府境
	京滋バイパス	滋賀県境～大山崎ＪＣＴ・ＩＣ
	第二京阪道路	鴨川東ＩＣ～大阪府境
	京奈和自動車道	城陽ＪＣＴ・ＩＣ～木津ＩＣ
	新名神高速道路	城陽ＪＣＴ・ＩＣ～八幡京田辺ＪＣＴ・ＩＣ
	京都市道高速道路1号線	山科出入口～鴨川東ＩＣ
一般国道	国道１号	滋賀県境～大阪府境
	国道９号	兵庫県境～五条通烏丸
	国道２４号	河原町通九条～奈良県境
	国道２７号	福井県境～国道９号
	国道１６２号	福井県境～国道９号
	国道１６３号	三重県境～奈良県境
	国道１７１号	大阪府境～京阪国道口
	国道１７３号	兵庫県境～国道２７号
	国道１７５号	兵庫県境～国道２７号
	国道１７６号	国道１７５号～国道１７８号
	国道１７８号	兵庫県境～国道３１２号
		国道１７５号～国道１７６号
	国道３０７号	滋賀県境～大阪府境
	国道３１２号	国道１７８号～国道１７６号
	国道３６７号	滋賀県境～白川跨線橋北詰
	国道３７２号	兵庫県境～国道９号
	国道４２３号	大阪府境～国道９号
	国道４２６号	兵庫県境～国道９号
京都市道	白川通	白川跨線橋北詰～北大路通
	東大路通	五条通～九条通
	川端通	北大路通～五条通
	堀川通	北大路通～五条通
	西大路通	北大路通～九条通
	北大路通	白川通～西大路通
	丸太町通	川端通～国道１６２号
	九条通	東大路通～国道１号
	外環状線	国道1号（東野交差点）～府道京都守口線
	油小路通・洛南道路	九条通～巨椋池ＩＣ
	御池通	川端通～堀川通

緊急交通路指定予定路線図（高速道路等）

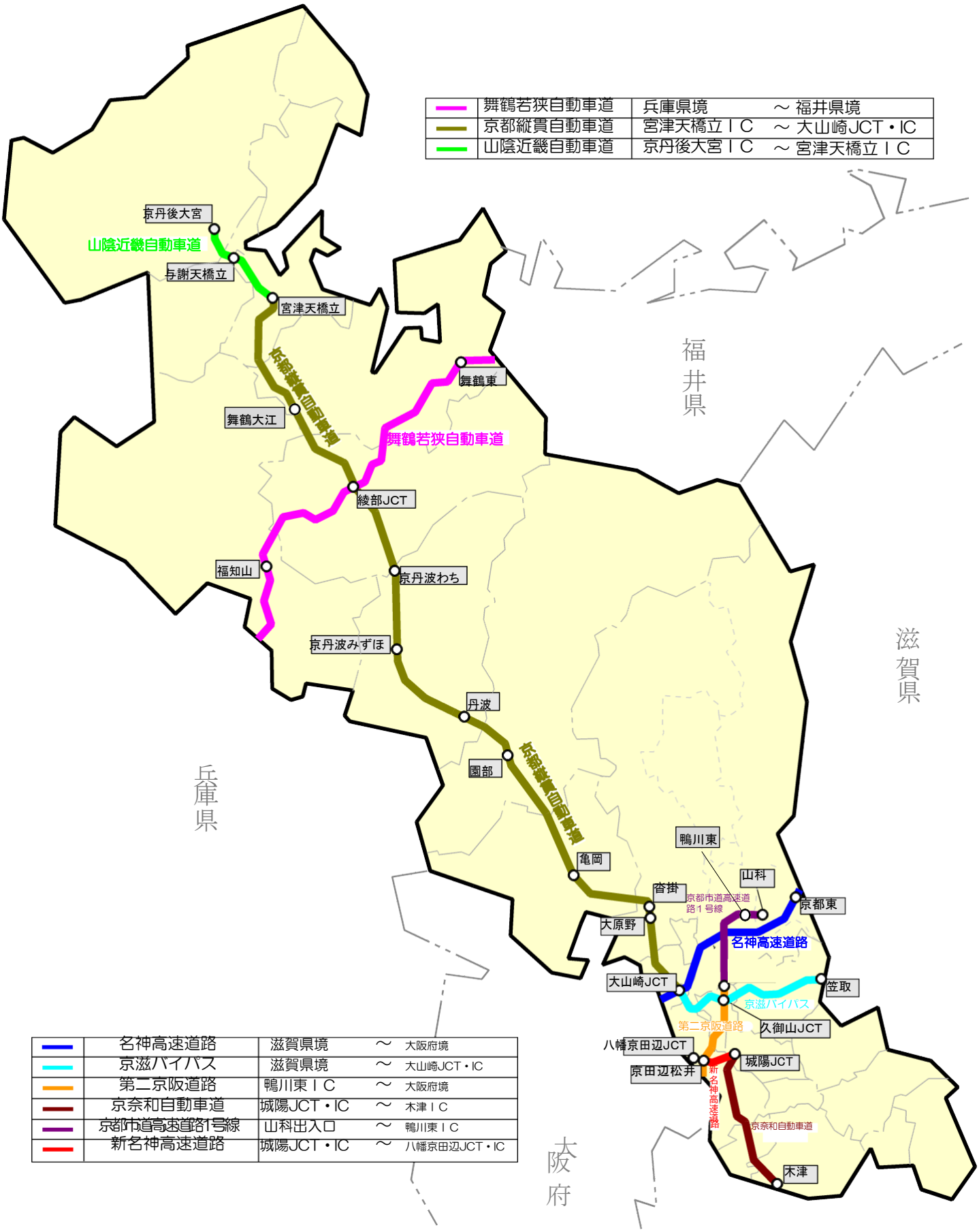

緊急交通路指定予定路線図（国道）

緊急交通路指定予定路線図（京都市内）

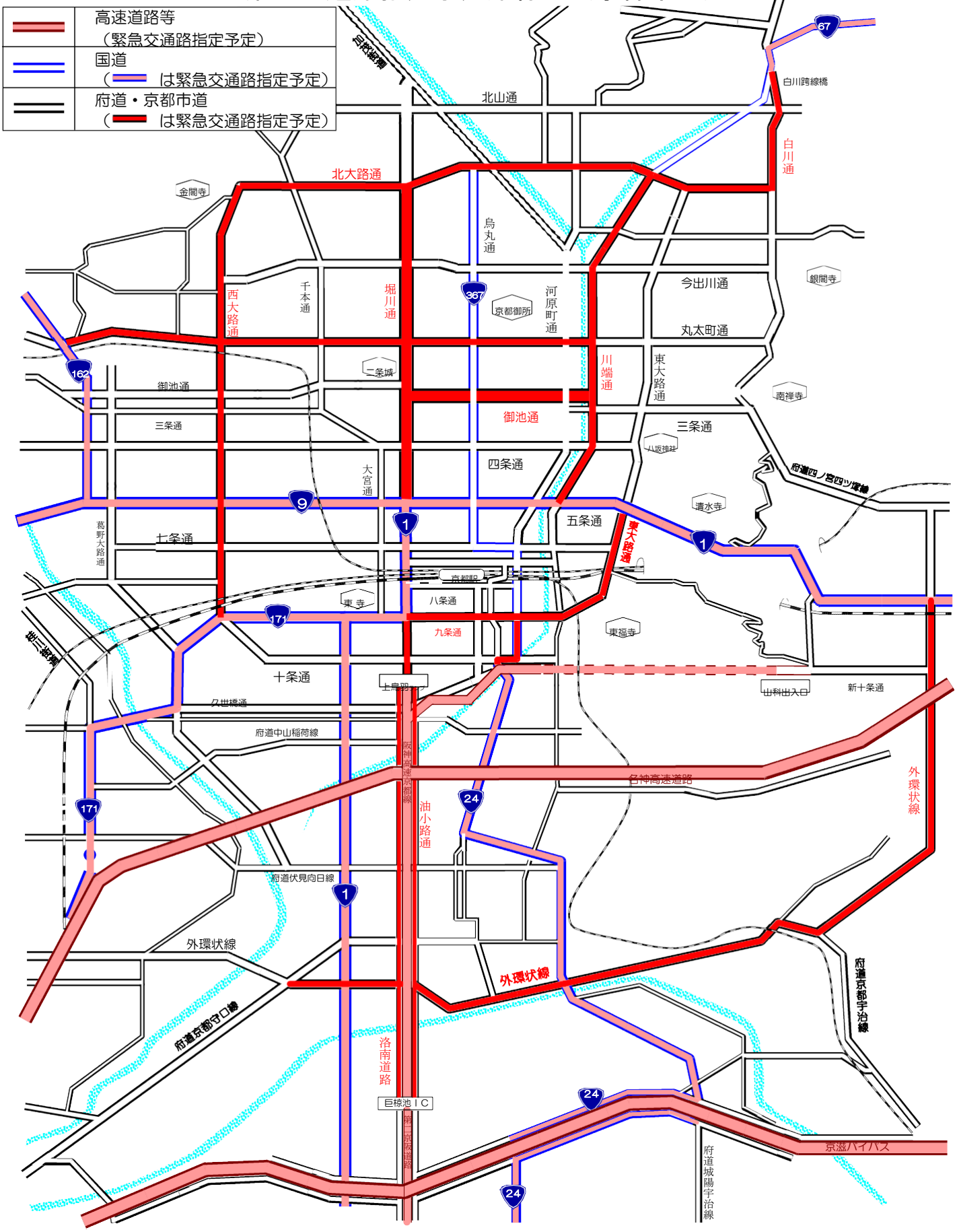

第9章　災害応急対策物資確保計画

（府総務部・府危機管理部・府健康福祉部・府商工労働観光部・府農林水産部・農林水産省・近畿中国森林管理局）

第１節　計画の方針

地震発生時には社会生活が混乱し、被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関しての種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、市町村及び府が負担して備蓄するものとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。（事業所等の従業員については第15章企業　等防災対策促進計画、観光客及び帰宅困難者については、第20章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照）

第２節　食料及び生活必需品の確保計画

第１　生活物資の備蓄

食料及び生活必需品の確保計画は、一般編第２編第19章の定めるところによる。

第２　米穀等食料の確保

1　市町村は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

2　府は、食料品の調達、あっ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成９年４月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品のあっ旋を要請するものとする。

なお、応急対策用食料品の要請、調達、あっ旋等の連絡系統図は、図2.9.2に示すとおりである。

3　府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。米穀の調達ルートは、図2.9.2に示すとおりである。

4　災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは表2.9.1のとおりである。

第３　物資の調達体制の整備

1　府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あっ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、斡旋等の連絡系統は図2.9.3に示すとおりである。

２　府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。

３　市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

第４　物資輸送拠点の整備

府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資輸送拠点予定地をあらかじめ定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

１　府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める地域内輸送拠点予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から広域物資輸送拠点予定地を定める。

府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

施設名	京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）
所在地	京都市伏見区竹田鳥羽殿町５

２　市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。

３　府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。

４　府は、救援物資が大量に搬入され、１の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合に備えて、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する体制を整備する。

第５　燃料の確保

１　体制の整備

府は、石油連盟との重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の設備等情報（燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報）を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。

なお、重要施設の管理者は、非常用電源設備を整備した上で、上記による燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。

２　住民への広報

府と市町村は、平時から住民拠点SS（※）の役割や所在地について周知し、災害時にも府民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

※住民拠点SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

第６　市町村地域防災計画で定める事項

１　食料供給計画

(1)　食料の備蓄

(2)　当該市町村内の販売業者の手持状況の把握

(3)　調達・連絡体制

(4)　地域内輸送拠点予定地

(5)　炊き出し、その他による食品の給食計画等（図2.9.4 ）

２　生活必需品供給計画

(1)　生活必需品の備蓄

(2)　地元販売業者の手持状況の把握

(3)　調達・連絡体制

(4)　地域内輸送拠点予定地

(5)　配分計画・支給要領等

表2.9.1(1)米穀販売事業者一覧（卸売の業務を営む者）

名　　称	住　　所	電話番号
京都食料株式会社	京都市伏見区横大路橋本町7の3	(075)622-4828

表2.9.1(2)炊飯センター

給 食 工 場 名	所　　在　　地	電話番号
株式会社煌（きらめき）	京都府長岡京市神足芦原１２番地１	(075)953-0017
三彩食品	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町２５－３	(075)661-3081

食料品の調達等系統

(1)　図2.9.1　　応急対策用食料品の調達又はあっ旋ルート

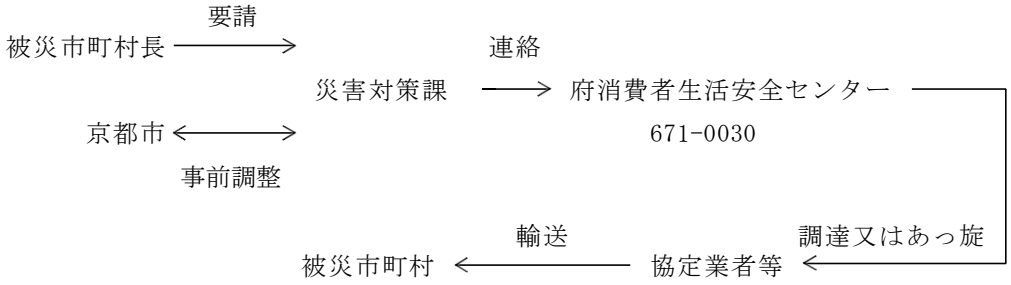

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

２　必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

※ 協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。

(2) 図2.9.2　米穀の緊急引渡ルート

(a)　販売事業者からの調達

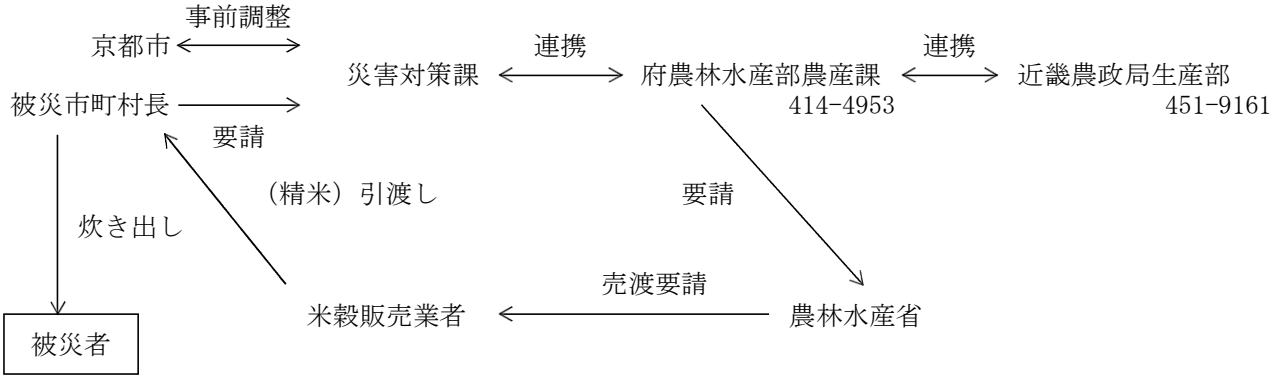

注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

(b)　政府所有米穀の調達

※ 玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等は行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。

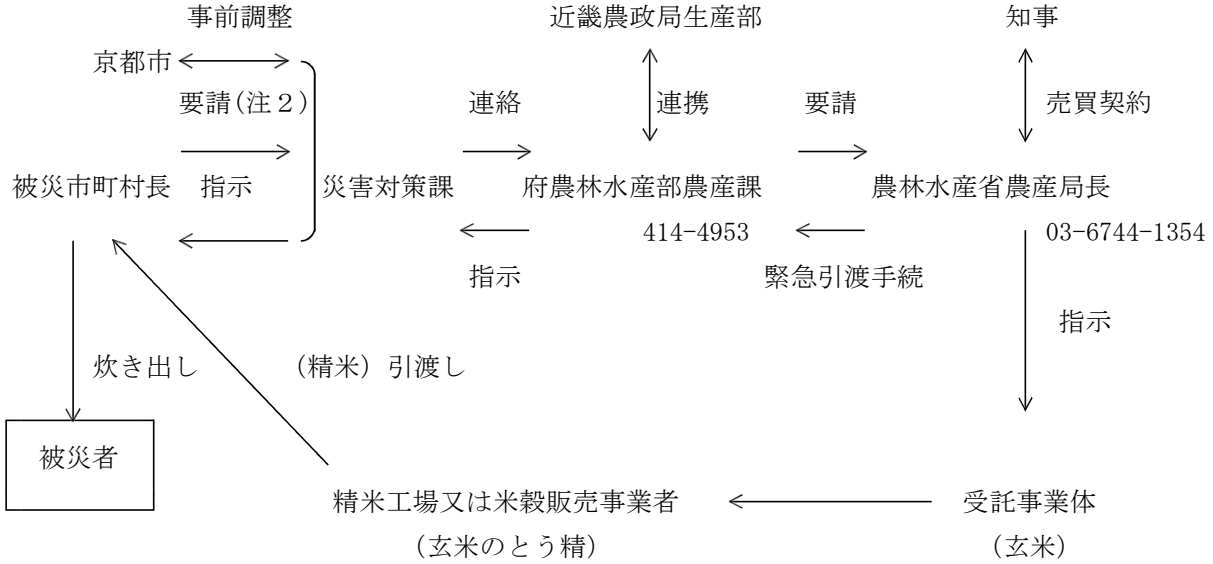

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
注２　市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。
この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

図2.9.3　生活必需物品の調達系統

(1)　災害救助法により府が調達及び給貸与する場合

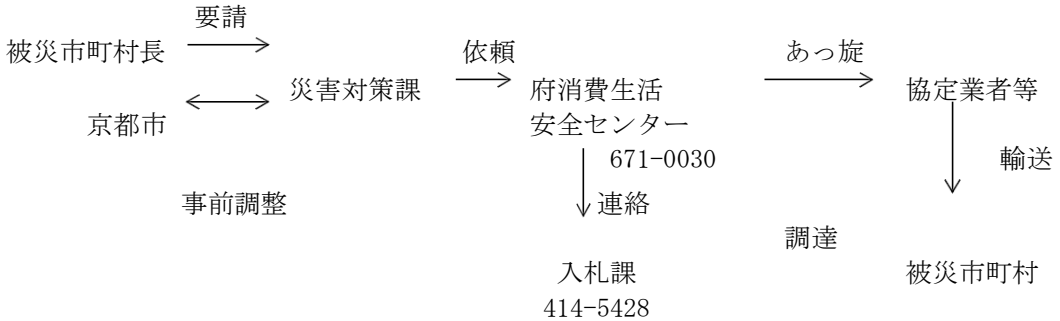

注１ 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。
２ 必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

(2)　被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合

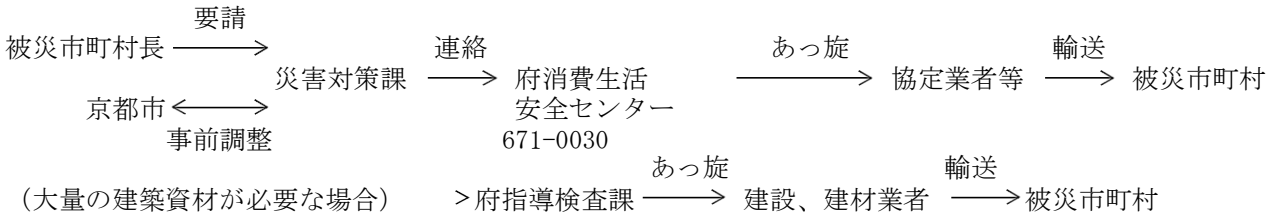

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

２　府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ施するものとする。

(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合

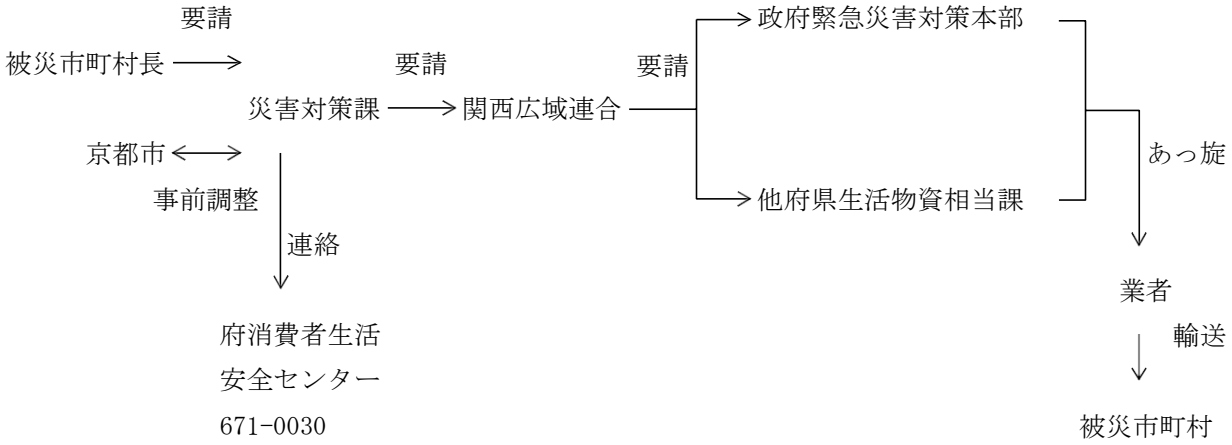

注１　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

２　必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

図2.9.4　自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統

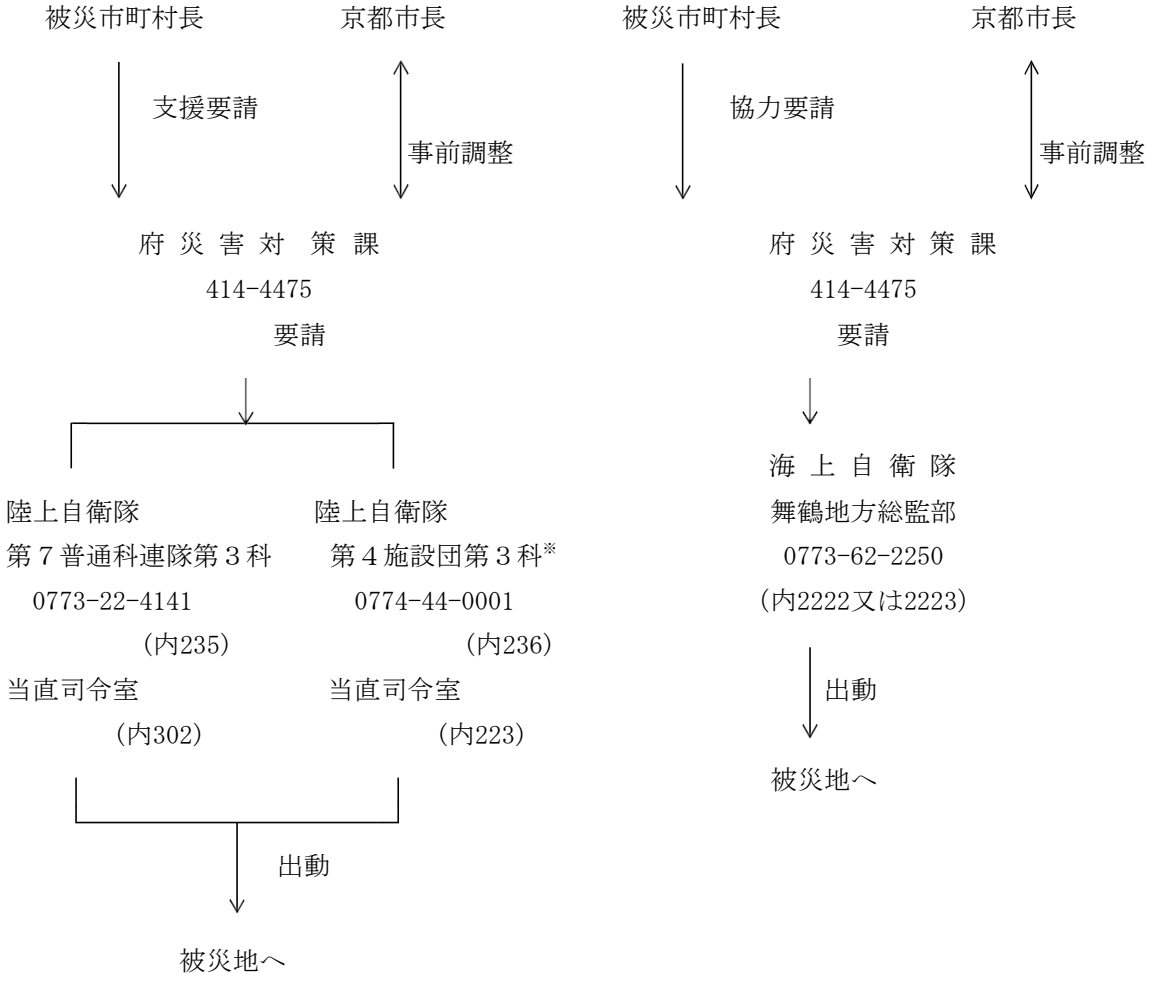

※ 京都府南部（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）における要請先

注１　京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
　２　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第３節　応急復旧資材確保計画

第１　計画の方針

地震災害により民家、公共施設等が倒壊・破損した場合に、修理、新設、仮設住宅建設等を早急に行うために、応急復旧資材の調達先及び物資名、在庫数量を把握し、要請のあった場合は直ちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立する。

第２　計画の内容

１　府は関係機関の協力を得て、応急復旧資材の保有業者名、資材名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合はただちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立しておく。

２　市町村は、管内の主要業者の応急復旧資材の調達可能数量を把握しておき、地震災害発生時には管内で調達に努めるものとし、被災市町村のみで調達できない場合は、府に対して応急復旧資材のあっ旋を要請する。

３　被災住宅が多く、救助法が適用され、大量の仮設住宅の建設を必要とする場合の、国有林材の販売並びに被災市町村への輸送についての連絡系統は、図2.9.5に示したとおりである。

図2.9.5　国有林材の販売要請ルート

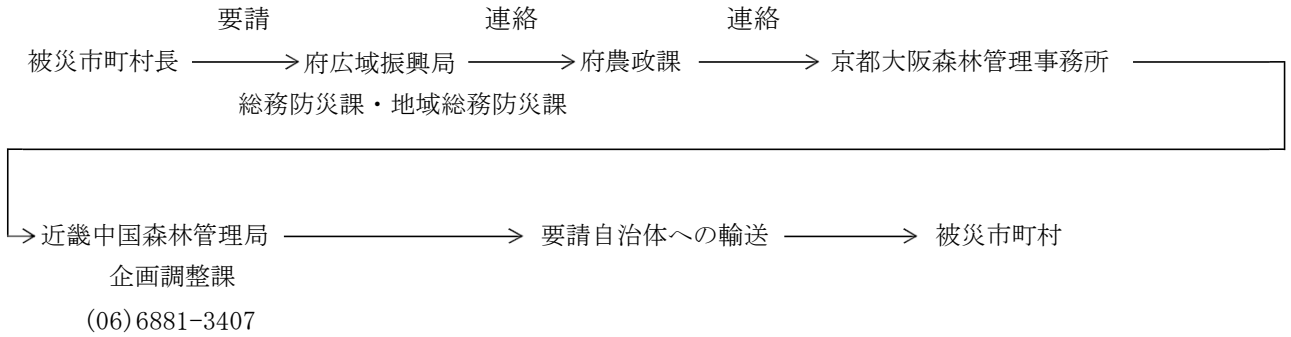

（注１）　京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
（注２）　府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第１０章　高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

（府知事直轄組織・府健康福祉部）

第１節　計画の方針

震災発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、震災発生時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第２節　計画の内容

第１　実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、府、市町村及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

第２　要配慮者に係る支援体制の整備

府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

１　府における支援体制の整備

府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センターなど関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

２　市町村における支援体制の整備

市町村は、保健福祉部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

３　広域的支援体制の整備等

府及び市町村は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

４　災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）体制の整備

災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成）を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。

第３　避難行動要支援者対策

１　地域防災計画等における規定

市町村は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については市町村防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めるものとする。（平成25年8月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）

２　避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

３　個別避難計画の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画）という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、市町村による個別避難計画作成の促進を図る。

４　避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災部局と健康福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第４　要配慮者の安全確保

１　市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。

２　市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

３　市町村は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する

４　市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第５　要配慮者の生活確保

１　府及び市町村は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。

２　府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

３　市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第６　外国人の安全確保

１　府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。

２　府及び市町村は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

３　市町村は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。

４　府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を促進する。

５　外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。

６　府及び市町村は、震災時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

７　府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第11章　廃棄物処理に係る防災体制の整備

（府総合政策環境部）

第１節　計画の方針

京都府災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第２節　廃棄物処理に係る防災計画

第１　府の施策

府は、京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支援するとともに、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第２　市町村の施策

１　市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。

２　市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

３　市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

(1)　近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。

(2)　仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

(3)　一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。

(4)　生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

(5)　災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保すること。

第３　市町村地域防災計画で定める事項

第２節第２に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第１２章　文化財災害予防計画

（府文化生活部、府教育庁）

第１節　現　状

第１　建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に727棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている682棟のうち、未設置のものは12棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,192棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の319棟のうち約85％に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編２－６参照〕

第２　美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に５件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在576所有者、929件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが186件（一部寄託６件を含む。）、これ以外の743件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは54件ある。残る689件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編２－５参照〕

第３　史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は141件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は113件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編２－７参照〕

第４　重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に７地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

第５　文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は３件、府選定文化的景観は10件選定されている。

第２節　計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

第３節　計画の内容

第１　建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第２　美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第３　史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第４　重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

第５　文化的景観

重要文化的景観選定地域内にあって重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

第６　文化財保護対策

１　文化財の所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

２　災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。

３　文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。

４　文化財の防火・防災に関係のある機関等との連絡、協力体制を確立する。

第７　補助金及び融資

１　補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

２　融　資

財団法人　京都府文化財団の行う融資制度
長期　１０年、７年、５年、３年償還　低利（年利 0.9%）
融資対象は補助金事業に準ずる

第13章　防災訓練に関する計画

（各機関）

第１節　計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びＮＰＯ・ボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第２節　計画の内容

第１　総合防災訓練

防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年１回実施する。

１　訓練の時期

防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

２　訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

３　訓練の方法

(1)　地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

(2)　訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに、震度、震災状況等を設定する。

(3)　訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(4)　災害対策基本法第48条第２項の規定により、府公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(5)　その他細部については協議のうえ決定する。

第２　近畿府県合同防災訓練

近畿２府７県危機発生時の相互応援に関する基本協定第９条の規定により、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

第３　複合災害を想定した訓練

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第４　地方別訓練

府の地域を数地区に分け地域の震災の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

第５　図上訓練

各地域の実情に合致した避難、消防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて各地域ごとに図上訓練を実施する。

第６　各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年１回これを実施するものとする。

第７　訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第８　避難訓練

１　市町村が実施するもの

地震災害時における避難の勧告、立退き等の円滑化・迅速化・確実性を期すため、市町村が中心となり、警察・消防その他の関係機関が参加し、住民の協力を得て毎年１回以上実施するものとする。なお、その内容は、「第２編第６章」に準拠する。

２　防火管理者が実施するもの

学校、病院、駅、工場、事業所、興行場、百貨店等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施する。なお、その内容は「第２編第６章」に準拠する。

第３節　市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）を災害時に活用できるように、府その他関係機関と協議して訓練実施要領を定めるものとする。

特に実施訓練には、極力住民が多数参加するように配慮し、実施時期は府及び関係機関が行う訓練に合わすことがより効果的である。

第１４章　府民の防災活動の促進

（各機関）

大地震による災害から、府民の生命、身体、財産を守るためには、府、市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより府民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、府民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは業種別の防災対策を推進する必要がある。

このため、府をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報啓蒙活動を積極的に行い、社会の様々な主体が減災のための行動と安全のための投資に息長く取り組んでいけるよう、常に防災意識の高揚、防災組織の育成指導・助言等に努めるものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、災害による被害を軽減するためには、行政はもとより府民の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域や企業等における防災の担い手として活動する人材を育成する。

第１節　防災知識と地震時の心得の普及

第１　防災関係職員の防災教育計画

防災事業に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

１　教育方法

⑴　講習会、研修会等の実施

⑵　防災活動手引等印刷物の配布

２　教育内容

⑴　府防災計画（震災編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

⑵　非常参集の方法

⑶　防災知識と技術

⑷　震災の特性

⑸　防災関係法令の運用

第２　防災リーダーの養成等

１　地域、企業、団体等〈共助〉における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。

２　大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の育成を図る。

３　大学等との協力により、若者の防災リーダーの育成を図る。

第３　一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

１　普及方法

⑴　社会教育等を通じての普及

ア　社会教育施設における学級・講座等を通じての普及

イ　PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
ウ　その他の関係団体の諸活動を通じての普及

(2)　広報媒体等による普及
ア　ラジオ、テレビ等による普及
イ　新聞、雑誌等による普及
ウ　映画、ビデオ、スライド、ホームページ等各種メディアによる普及
エ　その他印刷物による普及

２　普及の内容

(1)　地震に関する一般的知識

(2)　日常普段の減災に向けた取組
ア　住宅、屋内の整理点検
イ　火災の防止
ウ　非常食糧、非常持出品の準備
エ　避難地、避難場所、避難路等の確認
オ　災害危険箇所の把握
カ　応急救護
キ　物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

(3)　地震発生時の心得
ア　場所別、状況別
イ　出火防止及び初期消火
ウ　避難の心得
エ　「災害用伝言ダイヤル（１７１）」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保
オ　帰宅困難者支援ステーションの活用
カ　自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
キ　自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
ク　災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
ケ　災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

(4)　史実の継承
郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる

(5)　緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、５段階の警戒レベルの普及・啓発

(6)　地震保険、火災保険の加入の必要性

３　バリアフリー化
視聴覚障害者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第４　防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、危険物の流出防止、出火防止、初期消火、避難等災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

１　指導の方法

(1)　防火管理者に対して技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の震災時における防災体制を強化する。

(2)　事業所独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて、震災時における行動力を強化する。

(3)　震災時における出火防止、初期消火、避難誘導等の事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

２　指導の内容

(1)　震災の特性及び過去の主な被害事例

(2)　危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

(3)　事業所等の自主防災体制

(4)　パニック防止のための緊急放送等の体制整備

(5)　出火防止、初期消火等の震災時における任務分担

なお、気象庁震度階級とその説明は、第２編第３章参照。

第２節　自主防災組織の整備と指導

第１　計画の方針

大地震が発生した場合には、防災関係機関の災害対応が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに、職域的に団結し組織的に行動することによってこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、地域あるいは施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導する。

第２　計画の内容

１　市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、自主防災組織の地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等について明らかにする。

２　住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

３　自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

(1)　住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

(2)　住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

４　市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

５　京都府の支援

京都府は、組織の整備拡充を図る市町村を支援し、府域の全域で組織化が図られるよう努めるとともに、日常の組織活動についても充実化が図られるよう市町村と連携し、支援に努めるものとする。

６　自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

(1)　規約

ア　役員

(ｱ)　防災リーダー及びその任務

(ｲ)　班長及びその任務

イ　会　議

(ｱ)　総会

(ｲ)　役員会

(ｳ)　班長会等

(2)　防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

ア　地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

イ　地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。

ウ　自主的に早めの避難行動を行うための目安を設置して取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。

エ　地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。

オ　自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ市町村が行う訓練にも積極的に参加すること。

カ　防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。

キ　出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

ク　避難場所、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

ケ　負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

＊　その他自主的な防災に関すること。

第３　地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)から提案を受け、必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第３節　学校等における防災教育

府及び市町村は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校においては、地震・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援する。

第１　児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、大学等は当該学生等を支援するよう努める。

第２　教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

第４節　市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、あらゆる機会をとらえて職員、住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に防災知識の普及に努めるものとし、次の事項を定めておくものとする。

第１　職員に対する防災研修

各種災害対策資材による研修と地域防災計画の周知の徹底

第２　住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する啓発

１　市町村地域防災計画の周知徹底
２　ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発
３　過去に発生した災害の紹介
４　平常時の減災に向けた取組
５　災害時における的確な行動

第１５章　企業等防災対策促進計画

（各機関）

第１節　計画の方針

災害の多いわが国では、府や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い京都府を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第２節　計画の内容

第１　企業等における防災対策

１　事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

府、市町村、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

そのため府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

２　事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

(1)　対象施設

ア　中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ　危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

ウ　多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

エ　複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

オ　自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

(2)　組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

ア　役員

(ｱ)　統括管理者及びその任務

(ｲ)　班長及びその任務

イ　会　議

(ｱ)　総会

(ｲ)　役員会

(ｳ)　班長会等

(3)　消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア　事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ　自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ　消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ　出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ　負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ　避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ　地域住民との協力に関すること

ク　その他防災に関すること

3　事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。

また、中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4　災害時における出勤抑制

大規模地震などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

5　災害時の企業等の事業継続

(1)　事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2)　事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継

続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都ＢＣＰ推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努めるものとする。

(3)　事業継続計画の普及啓発

府及び市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

第２　京都ＢＣＰの普及

１　京都ＢＣＰの趣旨

京都ＢＣＰは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（ＢＣＰ）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組であり、企業等のＢＣＰ策定支援と連携型ＢＣＰの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

２　京都ＢＣＰ行動指針

府は、京都ＢＣＰの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都ＢＣＰ行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都ＢＣＰ推進会議において取組内容を推進するものとする。

また、ＢＣＰ策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型ＢＣＰの実践など、京都ＢＣＰの取組を推進するものとする。

第１６章　ボランティアの登録・支援等計画

第１節　計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

第２節　計画の内容

第１　京都府災害時等応援協定ネットワーク会議

１　京都府災害時等応援協定ネットワーク会議の運営

府は災害時等応援協定を締結している団体相互及び京都府との連携を図るとともに、応援活動を迅速かつ的確に行うために京都府災害時等応援協定ネットワーク会議を設置し、災害時等における応援に関する事項等について協議し、必要な対策を講じる。

２　研修及び訓練

(1)　災害発生時の活動に支障が生じないよう、災害一般に関する知識及び各分野の専門知識や技能等について、必要な研修を行う。

(2)　府が行う総合防災訓練等への参加についても配慮する。

第２　ＮＰＯ・ボランティアとの連携

１　府及び市町村は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。

２　府は、加盟団体が相互に助け合う「災害時連携ＮＰＯ等ネットワーク」と連携し、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第３　一般ボランティア

１　受入体制の整備

(1)　ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、京都府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

(2)　京都府災害ボランティアセンターは、府、京都府社会福祉協議会、日本赤十字社京都府支部及びボランティア団体等が共同して設置する。

(3)　府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに設置された災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるよう体制を整えるものとする。

２　ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等に必要な施策を実施するものとする。

３　災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

府及び市町村は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

第４　災害ボランティアに関する啓発

１　府及び市町村は、住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。

２　府は、ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努力する。

第１７章　行政機能維持対策計画

第１節　業務継続性の確保

府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第２節　防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設，設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備，通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

第３節　各種データの整備保全

府、市町村は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第１８章　広域応援体制の整備

第１節　計画の方針

府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第２節　計画の内容

第１　他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

第２　府内の消防相互応援体制の整備

府内の市町村長及び消防機関の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。

第３　府内の防災相互応援体制の整備

１　防災相互応援協定の締結

府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

雪害の少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮するものとする。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言するなど、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

なお、知事は、応援のため京都府が締結した協定については、市町村から災害対策基本法第68条に基づく、応援要請の手続きについて、市町村に対して周知を図る。

２　京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用

「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。

３　被災地緊急サポートチームの整備

府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

４　応急対策職員派遣制度の整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録(総務省)

府は、総務省と連携して、災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。

第４　緊急消防援助隊の編成

府外への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で構成した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、府は代表消防機関（京都市消防局）及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「緊急消防援助隊京都府大隊応援等実施計画」を定めておくものとする。

なお、府内の緊急消防援助隊応援隊の登録状況は別表のとおり。

第５　広域緊急援助隊の編成

府警察本部は、災害時に、広域的な災害警備活動にあたる
警察災害援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。

令和5年度　緊急消防援助隊登録状況

都道府県名　26: 京都府

令和5年4月1日

消防本部等名	指揮支援隊		航空指揮支援隊		都道府県大隊指揮隊		統合機動部隊指揮隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		NBC災害即応部隊指揮隊		土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		消火小隊		救助小隊		救急小隊		後方支援小隊		通信支援小隊		特殊災害小隊						特殊装備小隊										水上小隊		航空小隊		航空後方支援小隊		合計		重複を除く合計	
																									毒劇物災害		大規模危険物火災		密閉空間火災		遠距離送水		消防二輪		震災対応		水難救助隊		その他特殊装備															
	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）	隊数（隊）	人員（人）
京都市消防局	3	13	1	2	1	4	1	4	0	0	1	4	1	4	17	85	3	15	5	15	6	12	1	2	3	14	0	0	1	5	1	2	0	0	2	10	2	10	6	15	0	0	2	10	1	2	58	228	53	209
福知山市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	1	5	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	7	26	7	26
舞鶴市消防本部	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	2	10	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	27	7	27
綾部市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	5	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	15	4	15
宇治市消防本部	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15	1	5	2	6	1	2	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	37	8	32
城陽市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	15	4	15
八幡市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	14	4	14
京田辺市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	18	4	18
京丹後市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	1	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	18	4	18
久御山町消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	2	8
精華町消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	2	8
相楽中部消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	15	4	15
宮津与謝消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	1	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	16	4	16
京都中部広域消防組合消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	1	5	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	6	26	6	26
乙訓消防組合消防本部	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15	1	5	2	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	34	9	34
	3	13	1	2	4	16	1	4	0	0	1	4	1	4	45	217	12	60	23	69	14	28	1	2	4	19	0	0	1	5	1	2	0	0	3	13	2	10	8	25	0	0	2	10	1	2	128	505	122	481

第１９章　震災に関する調査研究

第１節　計画の方針

大地震による被害は複雑かつ多様であり、その被害の甚大性、複雑性は非常に大なるものが予想される。したがって、震災を防止し、又は震災が発生した場合の被害の拡大を防止するため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、国土保全事業、都市の防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進する必要があり、このためには、震災に関する科学的な調査研究が要請されるところであり、きめ細かな震度分布把握のシステムの構築が必要である。

府では昭和46年度以降、震災対策基礎調査、建物被害・人的被害を主とした被害想定調査を実施してきたが、さらに、地域の安全性の向上・防災体制とその有機的な連携など、地震に際してその被害を最小にするための調査研究を行い、その調査研究結果を効率的な震災対策の具体策を樹立するための指標とする。

なお、計画の策定に当たっては、ハード、ソフト相互に連携する有機的かつ機動的な総合防災計画を目指すものとする。

第２節　災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査を推進する。

第１　防災計画基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に留めるため、次の調査を行い、防災都市建設の基本計画を策定する。

(1)　地盤及び地質に関する調査
(2)　建築物の不燃化・耐震性および落下物に関する調査
(3)　建築物の用途、規模、構造等の現況調査
(4)　地下埋設物の調査
(5)　危険物貯蔵所等に関する調査
(6)　防災空間の整備拡大に関する調査

第２　公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、これの破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

第３　公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

(1)　道路及び橋梁の耐震に関する調査

(2)　鉄道及び軌道の耐震に関する調査
(3)　ダム及びため池の耐震に関する調査
(4)　河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第３節　火災の防止に関する調査研究

第１　地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査をする。

(1)　地震火災の拡大原因に関する調査
(2)　地震火災を最小限にくいとめる方法に関する調査

第２　大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し、都市の防災化対策に資する。

(1)　初期消火に関する調査
(2)　火災の拡大防止に関する調査

第４節　避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならず、指定した避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起り得る。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間毎に安全性について調査確認する。

(1) 避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
(2) 避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
(3) 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
(4) 大震火災時に発生の恐れのある火災旋風から避難場所の安全性を確保するための調査

第２０章　観光客保護・帰宅困難者対策計画

第１節　計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、帰宅支援拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した帰宅支援拠点の運営に努めるものとする。

第２節　計画の内容

第１　基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。

市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

第２　観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、府や市町村の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

１　二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
２　災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
３　多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
４　公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
５　帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第３　鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図

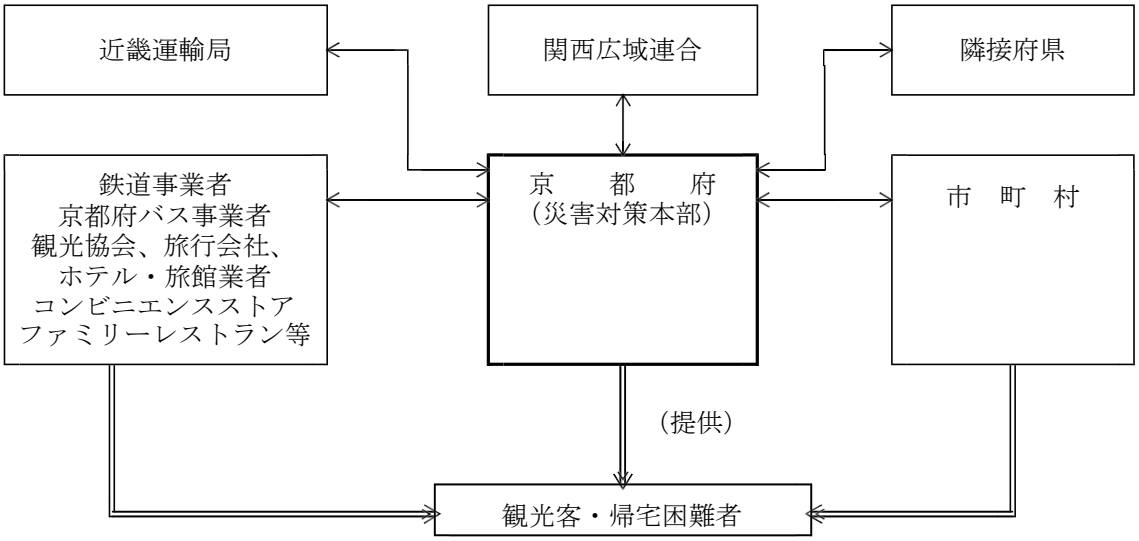

第４　災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合）を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

第５　事業所等への要請

１　府は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。

２　事業所等に、発災時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。

(1)　就業時間帯に発災

従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示

来所者を事業所内の待機スペースに誘導

(2)　出勤・帰宅時間帯に発災

自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）

３　事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第６　観光客等への支援の検討

１　府は関西広域連合及び市町村と協力し、災害時に多くの滞留者が発生すると想定されるターミナル駅や観光地における観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。また、ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。

２　府は市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約

して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。

また、外国人向けの防災訓練の実施並びに日本における災害の重大さ、災害関連情報の入手手段及び災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。

3　学生ボランティア等の活用について検討するとともに、府民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。

4　府は駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第２１章　広域防災活動拠点計画

（危機管理部）

第１節　広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

［広域防災活動拠点の機能］

①防災関係機関等の活動拠点機能　②ヘリポート機能　③現地調整本部機能　④物資等の集積・集配機能
⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第２節　広域防災活動拠点とする施設

第１　施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替性の確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

（広域防災活動拠点施設）

地　域	施設名	所在地	面積
北 部	京都舞鶴港	舞鶴市	48.4ha
中 部	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曽根崩下代110-7	53.2ha
南部(中核)	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1	94.9ha
京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha

※京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第３節　広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制の確立する。

第１　開設、連絡調整

１　府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受入体制を整える。

また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。

２　府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。

第２　資機材・設備等の準備

府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。

第３　訓練の実施

府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。

第４節　広域的な防災機能強化を図る道の駅

府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。

地域	道の駅名	所在地
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11
中部	京丹波　味夢の里	船井郡京丹波町曽根深シノ65-1